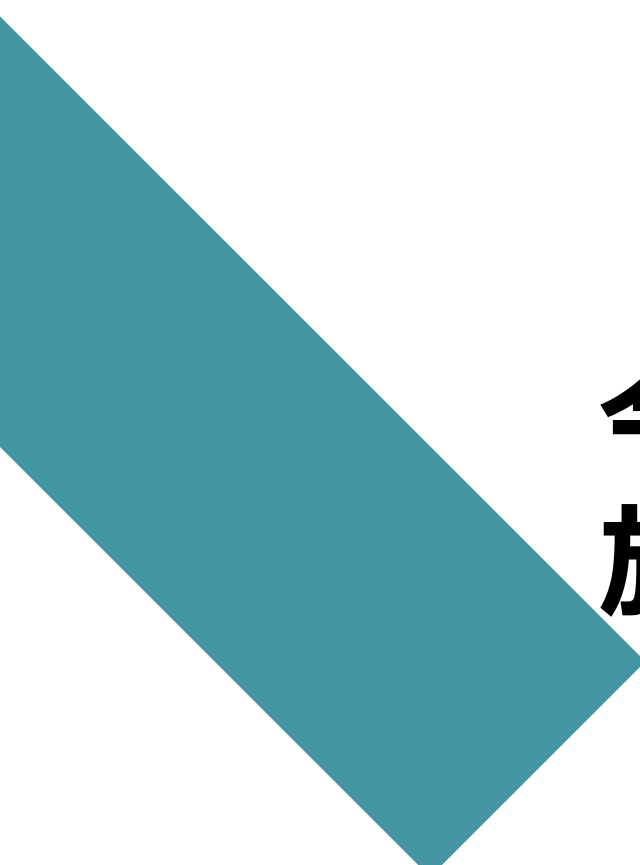




令和6年度診療報酬改定における 施設基準の届出について



戸畑歯科医師会 医療保険委員会

説明内容

- ・ 届出しなくても算定できる主な項目
- ・ 歯科診療所用施設基準届出チェックリスト
- ・ 各届出の記載方法
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の記載方法



届け出しなくても算定できる主な項目

今後あらたな疑義解釈が出て変更される場合がありますので請求される場合は、6月中旬に配布される県歯の保険請求テキストをご確認ください。

マイナンバー無 初診時医療情報取得加算 1 3 点 再診時 3 か月に 1 回 2 点
マイナンバー有 初診時医療情報取得加算 2 1 点 再診時 3 か月に 1 回 1 点
ただしオンライン資格確認、オンライン請求を行っている必要があります。

総医 50 点・・・情共文書など必要。糖尿病・リウマチ・などのほかに抗血小板剤投与中・
認知症・神経難病が追加
情共 情共 1 は（保険薬局へも） 情共 2 は（医科からの求め）

歯科訪問診療料 1 20 分未満でも 1100 点
複数名訪問歯科衛生指導加算 150 点 衛生士等

毎月の歯清 特 1・特 2（診療時間加算 100 点 30 分毎）
妊娠中・糖尿病

根 C 管 歯管または特疾管+65 歳以上・在宅 根 C 管 30 点毎月+F 局 80 点 3 月ごと
Ce 管・・・歯管または特疾管+エナメル質初期う蝕管理料 30 点毎月+F 局 100 点 3 月ごと
C 管理中・・・歯管または特疾管+F 局 110 点毎月

SPT ……糖尿病 歯周病ハイリスク患者加算 80 点、月 1 回に期間短縮可

抜髄・生切時の麻酔薬材料可

口腔機能低下症で 舌接触補助床可、歯リハ 1（2）194 点 4 回まで

口腔機能低下症（口機能）
歯管または特疾管+管理料 60 点毎月+歯リハ 3（2）50 点月 2 回まで+実地指口腔

口腔機能発達不全症（小機能）
歯管または特疾管+管理料 60 点毎月+歯リハ 3（1）50 点月 2 回まで+実地指口腔
機能指導加算 10 点

外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置 2 2 個まで

結合組織移植術 術野単位 840 点

補管の対象の変更

金属インレーを除去してインレー修復形成（修形）の場合、除去料 20 点可
CAD／CAM インレー形成加算 150 点
CAD／CAM の適用条件注意
分割拔牙後の残った歯への CAD／CAM 冠 上大白歯、下小白歯
エンドクラウン

1 歯欠損の切歯の接着ブリッジの延長ポンティック
レジン前装金属冠 ブリッジ支台歯の 4 番 5 番に可。
レジン前装冠の点数が、形成料・補綴物点数についてブリッジ支台歯と単冠、前歯・小白歯
で異なるので注意。点数早見表を確認

下顎総義歯試適の別日のフレンジテクニック時の試適も可
義管の再度の算定が 1 年から 6 か月に短縮
磁性アタッチメントの修理 マグ脱離修理 260 点 x 個数

【歯科診療所用】施設基準届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）

【歯科診療所用】施設基準届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）

このチェックリストは、更新日時点のものです。今後、厚生労働省の通知の訂正などに伴い変更される場合があります。届出時に変更がないかどうか、改めてご確認をお願いします。

更新日 令和6年4月5日

新たに創設された施設基準（新設）及び届出直しが必要な施設基準（要件変更）について

下記の施設基準を算定するためには、各施設基準ごとに要件を満たした上で「届出期限」必着で届出ください。
各届出様式については九州厚生局HPを参照ください（当該チェックリストを九州厚生局各県事務所等に提出しても施設基準を届出したことにはなりません。）。

戸畑歯科医師会のHPに掲載

チェック欄					チェック欄			
項番	届出期限	区分	新設 要件変 更	届出対象	整理番号	施設基準	届出状況	備考
1	令和6年6月3日	基本診療料	新設	□	1-7	医療DX推進体制整備加算	□	
2	令和6年6月3日	基本診療料	新設	□	1-19	歯科外来診療感染対策加算2	□	
3	令和6年6月3日	基本診療料	新設	□	1-23	初診料(歯科)の注16及び再診料(歯科)の注12に掲げる基準	□	
4	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	□	2-83	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算	□	
5	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	□	2-88	歯科疾患在宅療養管理料の注7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8に規定する在宅歯科医療情報連携加算	□	
6	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	□	2-266	歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算	□	
7	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	□	2-267	歯科技工士連携加算2	□	
8	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	□	2-268	光学印象	□	
9	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	□	2-549	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	□	
10	令和6年6月3日	特掲診療料	新設	□	2-550	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)	□	
11	令和7年6月1日	基本診療料	要件変更	□	1-16	歯科外来診療医療安全対策加算1	□	(令和6年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第二「A000」に掲げる初診料の注9に規定する歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関において、令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
12	令和7年6月1日	基本診療料	要件変更	□	1-18	歯科外来診療感染対策加算1	□	(令和6年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法別表第二「A000」に掲げる初診料の注9に規定する歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関において、令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
13	令和7年6月1日	特掲診療料	要件変更	□	2-71	小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算	□	(令和6年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法別表第二「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料の注10に規定するかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る届出を行っている保険医療機関において、令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

項番1～8、10は6月から算定したい場合は令和6年6月3日必着で提出の必要あり

項番9のみ6月21日までの提出でOKに変更あり

項番11～13は外来環、か強診届出の場合は令和7年6月1日までに提出

九州厚生局のHPに掲載されている整理番号となっていますので各届出の様式をダウンロードする場合は参考にしてください。

医療DX推進体制整備加算

別添 7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード0000000

届出番号(医療DX)第号

連絡先

担当者氏名：戸畑 太郎

電話番号：093-***-***

(届出事項)

[医療DX推進体制整備加算] の施設基準に係る届出

[1-007]

当届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

当届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

当届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和6年5月30日

保険医療機関の所在地及び名称

北九州市戸畑区〇〇〇〇
戸畑歯科医院

開設者名

戸畑 太郎

九州厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

第1章 基本診療料 第1部 初・再診料

4

改定前

歯科初診料 264点

+3点

改定後

歯科初診料 267点

要 施設基準

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

1 初診時 10点

改定前

歯科再診料 56点

+2点

改定後

歯科再診料 58点

要 施設基準

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

2 再診時等 2点

要 施設基準

改定前

〈初診時（月1回）〉

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1【医シA】+4点

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2【医シB】+2点

マイナあり

名称

改定前

〈初診時（月1回）〉

医療情報取得加算1 +3点

医療情報取得加算2 +1点

〈再診時（3月に1回）〉

医療情報取得加算3 +2点

医療情報取得加算4 +1点

マイナなし

マイナあり

要 施設基準

マイナなし

マイナあり

マイナなし

マイナあり

※ 本加算は保険証の廃止の令和6年12月に再編される可能性がある

医療DX 推進体制整備加算6点（初診時1回に限り）

【経過措置】電子処方箋令和7年3月31日、電カル情報共有令和7年9月30日、院内揭示のWEB掲載令和7年5月31日、マイナ保険証実績令和6年10月1日から

要 施設基準

初診料 医療DX推進体制整備加算

5

新設

要 施設基準

医療DX推進体制整備加算（歯科初診料の加算） + 6 点

施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- (3) オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診察室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制を有していること。
- (4) 電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していること。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。
- (6) マイナ保険証の利用率が一定割合以上であること。
- (7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (8) (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

〈経過措置〉

令和7年3月31日
令和7年9月30日

令和6年10月1日～

令和7年5月31日

医療DX推進体制整備加算

要 施設基準

新設

経過措置

- (1) 令和7年3月31日までの間に限り、(4)の基準に該当するものとみなす。
- (2) 令和7年9月30日までの間に限り、(5)の基準に該当するものとみなす。
- (3) (6)の基準については、令和6年10月1日から適用する。
- (4) 令和7年5月31日までの間に限り、(8)の基準に該当するものとみなす。

電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していることとあり、既に開始されているが、経過措置期間中(令和7年3月31日までの間)は、体制を整備しようとしていればよい

電子カルテ共有サービスは、医科から開発され歯科は期限内に整備されない可能性があるが、経過措置期間中(令和7年9月30日までの間)は、体制を整備しようとしていればよい

マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績は、10月1日に示されるため、それまでは条件なし、返還もなし
体制整備を目指して行うが整備できなければ仕方がない。

○ 施設基準には経過措置が設けられているため活用できるため全ての医療機関に算定していただきたい。

○ 本加算は令和6年10月まで6点（月1回）を算定可能。

医療DX推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	✓
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	✓
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備されている	✓
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	□
5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和（ ）年 （ ）月
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□
7	マイナ保険証の利用率が一定割合以上である	□
8	届出時点における、直近の社会保険診療支払基金から報告されたマイナ保険証利用率	（ ） %
9	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	✓
10	医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	✓

[記載上の注意]

- 「5」については、届出時点で電子処方箋を未導入の場合に記載すること
- 「6」については、令和7年10月1日以降に届出を行う場合に記載すること。
- 「7」及び「8」については、令和6年10月1日以降に届出を行う場合に記載すること。
- 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り、「6」については、令和7年9月30日までの間に限り、「10」については、令和7年5月31日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
- 「10」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

オンライン請求を行ってればOK

オンライン資格確認が行える体制があればOK

レセコンなどで閲覧できる環境があればOK

令和7年3月31日まではみなし認定
疑義解釈より未定又は空欄でOK

令和7年9月30日まではみなし認定 空欄でOK

令和6年9月30日までに届け出る場合は空欄でOK

厚生労働省HPにある周知素材を掲示すればOK

令和7年5月31日まではみなし認定



歯科外来診療感染対策加算 2

別添 7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード	0 0 0 0 0 0 0	届 出 番 号	(外感染2) 第 号
連絡先 担当者氏名： 戸畑 太郎 電 話 番 号： 093-***-***			
(届出事項) [歯科外来診療感染対策加算 2] の施設基準に係る届出 [1-019] 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 当該届出を行う前6月間において療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。 令和 6 年 5 月 30 日 保険医療機関の所在地及び名称 北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院 開設者名 戸畑 太郎 九州厚生局長 殿 備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

初・再診料【外来環】⇒【外安全】・【外感染】		6
歯科外来診療環境体制加算（廃止）		R6/3/5 厚労省改定資料改
医療安全対策の評価		外安全
歯科外来診療医療安全対策加算 1		
• 医療安全の体制整備について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録 ② インシデント等の報告・分析体制を整備 • 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上		
歯科外来診療医療安全対策加算 2 （地域歯科診療支援病院）		
• インシデント等の報告・分析体制を整備 • 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師1名以上かつ歯科衛生士又は看護職員が1名以上 （歯科外来診療医療安全対策加算 1，2 共通） • 医療安全対策に係る研修受講 • 医療安全管理者の配置 • 緊急時の対応 • 医療安全対策に係る体制整備 • 医療安全対策に係る院内掲示		
感染対策の評価		外感染
通常の外来感染対策		
歯科外来診療感染対策加算 1		
• 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師1名以上かつ歯科衛生士又は研修受講の職員が1名以上		
歯科外来診療感染対策加算 3 （地域歯科診療支援病院）		
• 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師1名以上かつ歯科衛生士又は看護職員が1名以上 （歯科外来診療感染対策加算 1～4 共通） • 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準 • 院内感染管理者の配置 • 院内感染防止対策に係る体制整備		
新型インフルエンザ等感染症等の発生時に対応可能		
歯科外来診療感染対策加算 2		
• 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上		
歯科外来診療感染対策加算 4 （地域歯科診療支援病院）		
• 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師1名以上かつ歯科衛生士又は看護職員が1名以上 （共通） 新型インフルエンザ等感染症等の発生時 • 患者の診療体制（ゾーニング等） • 事業継続計画（BCP）策定 • 医科医療機関との連携 • 地域の歯科医療機関との連携（患者受入）		

歯科外来診療医療安全対策加算 1
歯科外来診療感染対策加算 1
歯科外来診療感染対策加算 2

の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準（該当するものに○を付け、受理番号を記載すること）

☐	歯科外来診療医療安全対策加算 1（2 及び 4 から 8 までの項目について記載）
☐	歯科外来診療感染対策加算 1（2、3、9、10 の項目について記載）
☒	歯科外来診療感染対策加算 2（2 及び 9 から 13 までの項目について記載）
歯科点数表の初診料の注 1 に係る施設基準 受理番号：（歯初診） 1234	

※歯初診の施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

2 歯科医師又は歯科衛生士の氏名
（歯科医師又は歯科衛生士を○で囲むこと）

氏名	
1. 戸畑 太郎	（ <u>歯科医師</u> ・歯科衛生士）
2. 戸畑 花子	（歯科医師・ <u>歯科衛生士</u> ）
3. 北九州 妙子	（歯科医師・ <u>歯科衛生士</u> ）
4. 福岡 和子	（歯科医師・ <u>歯科衛生士</u> ）
5.	（歯科医師・歯科衛生士）

3 院内感染防止対策に係る研修を受けた者の配置状況及び研修の受講歴等
（□には適合する場合「✓」を記入すること。）

院内感染防止対策に係る研修を受けた者を 1 名以上配置している	☐
受講者名	講習名（テーマ）

※ 1 歯科医師又は歯科衛生士以外で研修を受けた者を配置している場合に記入すること。
※ 2 研修については、院内で実施した場合でも差し支えない。

4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者

※ 研修の受講を確認できるものを保管すること。

記入を忘れずに！
分からない場合は九州厚生局の
HPを参照

歯科医師が複数名、又は
歯科医師及び歯科衛生士が
それぞれ 1 名以上

5 医療安全管理者

氏名	職種

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外来診療部門の医療安全管理者について記載すること。

6 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）		
経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		
酸素		
血圧計		
救急蘇生セット		
その他		

7 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	
緊急時の連絡方法等	

8 医療安全対策に係る体制
（①又は②のいずれかを記載すること）

① 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への登録状況

登録完了年月日	年 月 日
---------	-------

② 医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制

安全管理の体制確保のための委員会の開催状況	
委員会の開催回数	回／月
委員会の構成メンバー	
安全管理の体制確保のための職員研修の開催状況	年 回
研修の主な内容等	

9～13に関しては令和7年5月31日までの間はみなし認定のため記入の必要なし

Q：ゾーニングとは時間的隔離でも要件を満たしていると考えてよいか。

A：時間的隔離でも要件を満たす。
例) 新型インフルエンザ等感染症の患者の診療
14:00～15:00 通常の診療15:00～ 等

受 講 証

_____ 殿

令和6年度医療管理（医療安全対策）講習会を受講したことを証明します。

講 演

新興感染症について・各種BCPについて
福岡県歯科医師会医療管理部長 本城孝浩先生

令和6年5月8日開催の講習会において、上記講演会のおとり日本歯科医師会・日本歯科医学会作成「歯科外来診療における院内感染防止マニュアル～エビデンスに基づく対応～」講習会を受講したことを証します。

令和6年5月8日

一般社団法人戸畑歯科医師会
会長 田中 徹



新型コロナウイルス感染症における診療統計票

第 〇〇 頁

診療年度 令和 〇 年

本票は病院「新型コロナウイルス感染症に関する診療統計票」により、集計された
 診療年度のものである。

※ 基本事項（患者の属性に関する事項）

新型コロナウイルス感染症患者の診療統計票計
 新型コロナウイルス感染症の患者の属性に関する事項を記載する。掲載年度を基準においても、新型コロナウイルスの患者の属性に関する事項は変更することはない。

※ 性別、年齢を記載する場合は性別の患者数を記載する。掲載年度以外の年齢については記載しない。

①、診療を希望するまたは診療希望を拒否しない、必要な検査を実施する
 診療年度に、患者の属性に関する事項を記載する。掲載年度以外の年齢については記載しない。

②、診療に同意する同意しないの両方とも記載する。年齢については記載しない。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する診療希望する患者の属性に関する診療統計票

新型コロナウイルス感染症に関する診療希望する患者の属性に関する診療統計票		診療年度	
性別	氏名	性別	氏名
性別	氏名	性別	氏名

4. 重症治療実施

新型コロナウイルス感染症の患者の属性に関する診療統計票の②の欄に「重症治療実施する」を選択した患者の属性に関する事項を記載する。

①、診療に同意する同意しないの両方とも記載する。年齢については記載しない。

②、重症治療に必要最低限の検査（①を、呼吸器、血液検査等からのデータとする）を、
 ③、④、⑤、⑥の検査結果を記載する。

5. 重症治療実施、重症治療希望する患者の属性に関する診療統計票

①、②、③、④、⑤、⑥の検査結果に「重症治療希望する患者の属性に関する診療統計票」
 A（>）：重症治療に同意する患者の属性に関する診療統計票
 B（>）：重症治療に同意しない患者の属性に関する診療統計票
 C（>）：重症治療に同意しない患者の属性に関する診療統計票

A 同意、同意希望	
B 同意しない、同意希望	
C 同意、同意希望	

新型コロナウイルス感染症に関する診療統計票に関する事項を記載する。診療年度、診療希望する患者の属性に関する診療統計票

9 院内感染管理者

氏名	職種
戸畑 太郎	歯科医師

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外來診療部門の院内感染管理者について記載すること。

10 当該保険医療機関に設置されている歯科用吸引装置等

一般名称	装置の製品名	台数（セット数）
歯科用吸引装置	○△□	1 台以上

以下の項目は歯科外来診療感染対策加算2の届出を行う場合に記載すること。

11 常勤歯科医師名と感染経路別予防策及び新型コロナウイルス等感染症等を含む感染症に係る対策・発生動向等に関する研修の受講歴等（1年以内の受講について記入すること。）

受講者名 (常勤歯科医師名)	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者
戸畑 太郎	新興感染症について・ 各種BCPIについて	R6年5月8日	一般社団法人戸畑歯科医師会

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

12 新型コロナウイルス等感染症等の発生時の体制
(適合していることを確認の上、全ての□に「✓」を記入すること。)

当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制である	☒
当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、地域の歯科医療を担当する別の保険医療機関から感染症患者又は疑似症患者を受け入れる連携体制を確保している	☒
新型コロナウイルス等感染症等発生時の事業継続計画を策定している	☒
事業継続計画の策定年月日	令和6年5月○日

13	新型コロナウイルス感染症等発生時に連携する医科診療の保険医療機関
医療機関の名称	戸畑共立病院 or 戸畑総合病院
所在地	福岡県北九州市戸畑区沢見2丁目5-1 福岡県北九州市戸畑区福柳木1丁目3番33号
その他	

※病院である医科歯科併設の保険医療機関であって、当該保険医療機関の医科診療科と連携体制が整備されている場合は、「その他」の欄にその旨を記載すること。

【記入上の注意】

1 「新型インフルエンザ等感染症等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症のことをいう。

初診料(歯科)の注16及び再診料(歯科)の注12に掲げる基準

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード	0000000	届出番号	(歯情報通信)第 号
連絡先 担当者氏名: 戸畑 太郎 電話番号: 093-***-***			
(届出事項) [初診料(歯科)の注16 及び 再診料(歯科)の注12に掲げる基準] の施設基準に係る届出 [1-023] 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 6 年 5 月 30 日 保険医療機関の所在地及び名称 北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院 開設者名 戸畑 太郎 九州厚生局長 殿 備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 口には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

情報通信機器を用いた初・再診料 12

初診料(情報通信機器を用いた場合) 233点 新設 要 施設基準

＜特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められる者＞
感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症の発生時であつて、保険医療機関での対面での診療が困難な状況であつて、歯科診療を必要とする患者

再診料(情報通信機器を用いた場合) 51点 新設 要 施設基準

＜特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められる者＞
● 初診時と同様
● 小児口腔機能管理料の「注5」または口腔機能管理料の「注5」に規定する患者
● 歯科疾患特別療養管理料の対象患者のうち、舌痛症(心因性によるものを含む。)、三叉神経ニューロパチーの患者

歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に規定する施設基準

- (1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア及びイを満たすこと。
ア 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有すること。
イ 患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応できること。
(2) 厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

初診料（歯科）の注 16 及び再診料（歯科）の注 12 に掲げる
情報通信機器を用いた歯科診療の施設基準に係る届出書添付書類

1 診療体制等

要件	該当
(1) 「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」 （以下「歯科オンライン指針」という。）に沿って診療を行う 体制を有していること。	☒
(2) 対面診療を行う体制を有していること。	☒

2 患者急変時等において、対面診療が困難な場合に連携する保険医療機関

① 名称	戸畑共立病院 or 戸畑総合病院
② 所在地	福岡県北九州市戸畑区沢見 2 丁目 5 - 1 福岡県北九州市戸畑区福柳本 1 丁目 3 番 33 号
③ 担当歯科医師名	古田 功彦 または 石田 力大

3 歯科医師の配置状況

配置歯科医師の 氏名	経験等	研修修了番号/ 受講番号等	研修修了年月日
戸畑 太郎	☒ 情報通信機器を用いた 歯科診療を実施する 歯科医師が、歯科 オンライン指針に定め る「厚生労働省が 定める研修」を修了 している		

【記載上の注意】

- には適合する場合「✓」を記入すること。
- 「3」については、研修修了証を添付すること。ただし、当該研修の修了番号（受講番号等でも可。）及び研修修了年月日を記載する場合は添付を省略して差し支えない。その場合は、研修の修了を確認できる文書を保険医療機関内に保管すること。

令和6年6月から算定するためには、
厚生労働省医政局歯科保健課または日歯が実施するオンライン診療に係る研修を
6月中に受講予定であることを記載し、6 月 3 日必着で提出の必要あり。

令和6年7月以降も算定するためには、
当該研修を受講の上、再度施設基準に係る届出を行う必要あり。
→研修受講後に修了証を添付して届出をしてもらったいいかもしれません。

研修については日歯E-systemにおいて6月以降に掲載予定となっています。

歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に規定する施設基準

※新規教材を赤字で記載しております

研修 コード	大項目／中項目	教材名	タイトルなど	時期
3413	口腔健康管理 オンライン診療	生涯研修セミナー	【動画】1/5 オンライン診療の基本的理解とオンライン診療に関する諸制度（仮題）日歯役員 2024年 ■キーワード:	掲載期日 未定
3413	口腔健康管理 オンライン診療	生涯研修セミナー	【動画】2/5 オンライン診療の提供に当たって遵守すべき事項（仮題）日歯役員 2024年 ■キーワード:	掲載期日 未定
3413	口腔健康管理 オンライン診療	生涯研修セミナー	【動画】3/5 オンライン診療の提供体制（仮題）山本隆一 2024年 ■キーワード:	掲載期日 未定
3413	口腔健康管理 オンライン診療	生涯研修セミナー	【動画】4/5 オンライン診療とセキュリティ（仮題）山本隆一 2024年 ■キーワード:	掲載期日 未定
3413	口腔健康管理 オンライン診療	生涯研修セミナー	【動画】5/5 実臨床におけるオンライン診療の事例（仮題）日本歯科医学会ほか 2024年 ■キーワード:	掲載期日 未定

Eシステムにおける教材検索方法

- ①メニューの **教材コンテンツ検索** を選択
- ②動画コンテンツを探す 欄の動画検索項目より、
施設基準に係る届け出に関する研修 のチェックボックスを選択
- ③選択メニューより **歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に規定する施設基準** を選択
- ④表示をクリック

在宅患者訪問診療料（1）の注13及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	0000000	届出番号	(在宅DX)第 号
連絡先 担当者氏名: 戸畑 太郎 電話番号: 093-***-***			
(届出事項) [在宅患者訪問診療料（I）の注13及び 歯科訪問診療料の注20に規定する 在宅医療DX情報活用加算] の施設基準に係る届出 [2-083] ✔ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 ✔ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ✔ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ✔ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和6年5月30日 保険医療機関の所在地及び名称 北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院 開設者名 戸畑 太郎 九州厚生局長 殿 備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

歯科訪問診療料 在宅医療DX情報活用加算 34

新設 要 施設基準

在宅医療DX情報活用加算（月1回） +8点

- ・電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な歯科医学管理の下に訪問して診療を行った場合、月1回8点加算する。
- ・医療DX情報推進体制整備加算または医療情報取得加算は同一月においては、別に算定できない。

施設基準	
(1)療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和51年厚生省令第36号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。 (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。 (3) 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。 (4) 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。 (5) (2)の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。	〈経過措置〉 令和7年3月31日 令和7年9月30日 令和7年5月31日

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注 6 の規定により準用する場合を含む）及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 D X 情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書類

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

施設基準	
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
3	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制が整備されている
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている
5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
7	医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
8	医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている

【記載上の注意】

「4」については、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、「6」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「8」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。

「8」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

3 に関してはオンライン資格確認が導入済みであれば新たに導入するものではありません。

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用する事前準備として、次の点について留意すること。

- ・ あらかじめ、保険医療機関又は保険薬局において、オンライン資格確認等システムにおいて「マイナ在宅受付Web」の URL 又は二次元コードを生成・取得すること等が必要であること。
- ・ 患者において、自らのモバイル端末等を用いて二次元コード等から「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、マイナンバーカードによる本人確認を行うことで、オンライン資格確認が可能となり、薬剤情報等の提供について、同意を登録すること可能となること。

その他の内容は初診料(歯科)の注16及び再診料(歯科)の注12に掲げる基準とほぼ同様

様式 1 の 6

医療 D X 推進体制整備加算の施設基準
に係る届出書添付書類

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

施設基準	
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診療室、手術室又は処置室において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備されている
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている
5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
7	マイナ保険証の利用率が一定割合以上である
8	届出時点における、直近の社会保険診療支払基金から報告されたマイナ保険証利用率
9	医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
10	医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている

- 【記載上の注意】
- 1 「5」については、届出時点で電子処方箋を未導入の場合に記載すること。
 - 2 「6」については、令和 7 年 10 月 1 日以降に届出を行う場合に記載すること。
 - 3 「7」及び「8」については、令和 6 年 10 月 1 日以降に届出を行う場合に記載すること。
 - 4 「4」については、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、「6」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「10」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
 - 5 「10」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

オンライン請求を行ってればOK

オンライン資格確認が行える体制があればOK

レセコンなどで閲覧できる環境があればOK

令和7年3月31日まではみなし認定

疑義解釈より未定又は空欄でOK

令和7年9月30日まではみなし認定

令和6年9月30日までに届け出る場合は空欄でOK

厚生労働省HPにある周知素材を掲示すればOK

令和7年5月31日まではみなし認知



4、5、6 に関しては同様に未定or空欄で差し支えないと思われます。

歯科疾患在宅療養管理料の注7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8に規定する在宅歯科医療情報連携加算

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	0000000	届出番号	(歯医情連)第 号
連絡先 担当者氏名: 戸畑 太郎 電話番号: 093-***-***			
(届出事項) [歯科疾患在宅療養管理料の注7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8に規定する在宅歯科医療情報連携加算] の施設基準に係る届出 [2-088]			
☒ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 ☒ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ☒ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ☒ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。			
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。			
令和 6 年 5 月 30 日			
保険医療機関の所在地及び名称		北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院	
開設者名		戸畑 太郎	
九州厚生局長 殿			
備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

在宅歯科医療情報連携加算 (【歯在管】の加算) 38

在宅歯科医療情報連携加算 + 100点 新設 要 施設基準

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た歯科訪問診療を実施している保険医療機関の歯科医師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、他の保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が ICTを用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で計画的な歯科医学的管理を行った場合に、在宅歯科医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。

施設基準	
(1) 在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの診療情報等について、ICTを用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。 (2) 診療情報等を活用した上で計画的な歯科医学的管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。 (3) (1)に規定する連携体制を構築している医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。	〈経過措置〉 令和7年5月31日

他の保健医療機関等からICTを用いて記録した診療情報等にもとづき在宅歯科医療に係る管理を行う場合に歯在管の加算として算定します。

在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 ICTを用いて情報共有をできる体制について

情報共有に使用するサービスの名称（主なもの）

連携機関の名称	連携機関の種類	管理者の氏名	住所

2 安全管理及び揭示に関する体制（該当するものに○をつけること。）

☐

(1) 厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。

☐

(2) 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

☐

(3) (2)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

〔記載上の注意〕

1 連携機関の種類については、保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者、市町村等の行政機関又は地域包括支援センター又はその他のいずれかを記載すること。

2 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、掲示しているホームページのURL等を記載すること。

MedicalCare STATION

厚生労働省などのガイドラインに準拠したセキュリティで大事な情報を守ります

MCSは厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」経産省・総務省の「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に基づきご利用いただけます。また、国際規格であるISO27001、ISO27017およびプライバシーマークを取得し、毎年認証を受けることにより、最新のセキュリティ基準に準拠した運用・管理をおこなっています。

招待・承認制

通信の暗号化

日本国内で完結するシステム

利用端末制限も可能

福岡県医師会診療情報ネットワーク

とびうめネット

などが考えられますが、実際に連携先と使用しているサービスをご記入ください。

患者の診療情報等を共有している連携医療機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が5つ以上必要。

厚生労働省

ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 審議会・研究会 > 医療情報システム検討委員会 > 健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ > 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、直近では令和4年3月に第5.2版を策定し、医療情報システムの適切な取扱い等についてお示ししてきたところですが、今般、ガイドラインの見直しを行い、以下のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」を策定するとともに、別添、特纂、Q&A等の参考資料を作成しました。なお、改定の趣旨、概要については以下のとおりです。

第1 改定の趣旨
保険医療機関・薬局においては令和5年4月からオンライン診療機能の導入が原則義務化されており、今般はガイドラインに記載されているネットワーク関連のセキュリティ対策がより多くの医療機関等に共通して求められることとなる。よって、医療機関等にガイドラインの内容の理解を促し、医療情報システムの安全管理の実効性を高めるため、構成の見直しを行う。また、医療等分野及び医療情報システムに対するサイバー攻撃の多様化・巧妙化が進み、医療機関等における診療業務等に大きな影響が生じていること等を踏まえ、医療機関等に求められる安全管理措置を中心に内容の見直しを行う。

政策について

分野別の政策一覧

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

審議会・研究会等

審議会・研究会等開催予定一覧

国会会議録

令和7年5月31日までみなし認定

歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	0000000	届出番号	(歯技連1) 第 号
連絡先 担当者氏名： 戸畑 太郎 電話番号： 093-***-***			
(届出事項) [歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算] の施設基準に係る届出			
[2-266]			
当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 当該届出を行う前6月間において療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。			
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。			
令和 6 年 5 月 30 日			
保険医療機関の所在地 及び名称		北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院	
開設者名		戸畑 太郎	
九州厚生局長 殿			

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
 3 届出書は、1通提出のこと。

歯科技工士連携加算

81

印象採得 歯科技工士連携加算1・2

新設 要 施設基準

歯科技工士連携加算1 50点

レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠またはCAD/CAM冠の前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに**対面**で色調採得および口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合



咬合採得 歯科技工士連携加算1・2

歯科技工士連携加算1 50点

ブリッジ（6歯以上）または有床義歯（多数歯欠損、総義歯）の咬合採得を行うに当たって、歯科技工士とともに**対面**で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合

歯科技工士連携加算2 70点

・ブリッジ（6歯以上）または有床義歯（多数歯欠損、総義歯）の咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士と共に**情報通信機器を用いて**咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合
 ・歯科技工士連携加算1および歯科技工士連携加算2は別に算定不可

歯科技工士連携加算2 70点

レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠またはCAD/CAM冠の前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに**情報通信機器を用いて**色調採得および口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合

情報通信機器の運用に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収
 同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算は1回として算定

仮床試適 歯科技工士連携加算1・2

歯科技工士連携加算1 50点

有床義歯（多数歯欠損、総義歯）の仮床試適を行うに当たって、歯科技工士とともに**対面**で適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合

歯科技工士連携加算2 70点

・有床義歯（多数歯欠損、総義歯）の仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに**情報通信機器を用いて**適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合
 ・歯科技工士連携加算1および歯科技工士連携加算2は別に算定不可

・印象採得、咬合採得、仮床試適それぞれの歯科技工士連携加算は、当該補綴物につき1項目を算定した場合、他2項目の同加算は算定不可。

光学印象歯科技工士連携加算 + 50点



口腔内スキャナー

・歯科医師が歯科技工士とともに**対面**で口腔内の確認等を行い、当該修復物の製作に活用した場合には、光学印象歯科技工士連携加算として、50点を加算
 ・同時に2以上のCAD/CAMインレーの製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、光学印象歯科技工士連携加算は1回として算定

（歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
歯科技工士連携加算 2）の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準（該当するものすべてに○）

☒	歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
☐	歯科技工士連携加算 2

2 当該療養に係る歯科技工士の氏名等

氏 名	歯科技工所名
技工 太郎	〇〇デンタルラボ

取引のある技工所と連携の確認を行い、連携可能であれば記載

3 診療体制（歯科技工士連携加算 2 に係る届出を行う場合のみ記入する。）

該 当	要 件
☐	保険医療機関内の歯科技工士又は他の歯科技工所との情報通信機器を用いた連携に当たって、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。

〔記載上の注意〕

- 「2」について、歯科技工士が院内に配置されている場合については、歯科技工士の氏名のみ記載すること。
- 歯科技工士が院内に配置されていない場合については、当該療養につき、保険医療機関と連携を行う歯科技工所名及び当該歯科技工所の歯科技工士の氏名を記載すること。
- 「3」について、歯科技工士連携加算 2 に係る届出を行う場合に、要件に適合する場合は□に「✓」を記入すること。

歯科技工士連携加算2

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

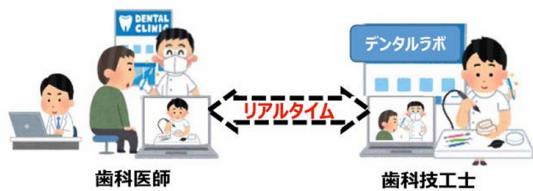
保険医療機関コード	0000000	届出番号	(歯技連2) 第 号
連絡先 担当者氏名: 戸畑 太郎 電話番号: 093-***-***			
(届出事項) [歯科技工士連携加算2] の施設基準に係る届出 [2-267] ☒ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 ☒ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ☒ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ☒ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているのので、別添の様式を添えて届出します。 令和 6 年 5 月 30 日 保険医療機関の所在地及び名称 北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院 開設者名 戸畑 太郎 九州厚生局長 殿 備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

印象採得 歯科技工士連携加算1・2

新設 要 施設基準

歯科技工士連携加算1 50点

レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠またはCAD/CAM冠の前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに**対面**で色調採得および口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合



歯科技工士連携加算2 70点

レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠またはCAD/CAM冠の前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに**情報通信機器を用いて**色調採得および口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合

- ・情報通信機器の運用に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収
- ・同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算は1回として算定

咬合採得 歯科技工士連携加算1・2

歯科技工士連携加算1 50点

ブリッジ(6歯以上)または有床義歯(多数歯欠損、総義歯)の咬合採得を行うに当たって、歯科技工士とともに**対面**で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合

仮床試適 歯科技工士連携加算1・2

歯科技工士連携加算1 50点

有床義歯(多数歯欠損、総義歯)の仮床試適を行うに当たって、歯科技工士とともに**対面**で適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合

歯科技工士連携加算2 70点

・ブリッジ(6歯以上)または有床義歯(多数歯欠損、総義歯)の咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士と共に**情報通信機器を用いて**咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合
・歯科技工士連携加算1および歯科技工士連携加算2は別に算定不可

歯科技工士連携加算2 70点

・有床義歯(多数歯欠損、総義歯)の仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに**情報通信機器を用いて**適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合
・歯科技工士連携加算1および歯科技工士連携加算2は別に算定不可

・印象採得、咬合採得、仮床試適それぞれの歯科技工士連携加算は、当該補綴物につき1項目を算定した場合、他2項目の同加算は算定不可。

様式 50 の 2 の 2

歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
歯科技工士連携加算 2

の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準（該当するものすべてに○）

	歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
○	歯科技工士連携加算 2

2 当該療養に係る歯科技工士の氏名等

氏 名	歯科技工所名
技工 次郎	〇〇デンタルラボ

取引のある技工所と連携の確認を行い、連携可能であれば記載

3 診療体制（歯科技工士連携加算 2 に係る届出を行う場合のみ記入する。）

該 当	要 件
☑	保険医療機関内の歯科技工士又は他の歯科技工所との情報通信機器を用いた連携に当たって、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。



医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版 (令和5年5月)	1
1. 目的	1
2. 用語の定義	2
3. 医療情報システムの安全管理の考え方	3
4. 医療情報システムの安全管理の体制	4
5. 医療情報システムの安全管理の実施	5
6. 医療情報システムの安全管理の評価	6
7. 医療情報システムの安全管理の向上	7
8. 医療情報システムの安全管理の推進	8
9. 医療情報システムの安全管理の国際的な取組	9
10. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	10
11. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	11
12. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	12
13. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	13
14. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	14
15. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	15
16. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	16
17. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	17
18. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	18
19. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	19
20. 医療情報システムの安全管理のその他の事項	20

[記載上の注意]

- 「2」について、歯科技工士が院内に配置されている場合については、歯科技工士の氏名のみ記載すること。
- 歯科技工士が院内に配置されていない場合については、当該療養につき、保険医療機関と連携を行う歯科技工所名及び当該歯科技工所の歯科技工士の氏名を記載すること。
- 「3」について、歯科技工士連携加算 2 に係る届出を行う場合に、要件に適合する場合は□に「✓」を記入すること。



小規模医療機関等向けガイダンス

光学印象

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	0000000	届出番号	(光印象) 第 号
連絡先 担当者氏名: 戸畑 太郎 電話番号: 093-***-***			
[光学印象] の施設基準に係る届出			
[2-268]			
✓ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 ✓ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ✓ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ✓ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 6 年 5 月 30 日 保険医療機関の所在地及び名称 北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院 開設者名 戸畑 太郎 九州厚生局長 殿			
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

歯科技工士連携加算

82

光学印象（1歯につき）100点

新設

要 施設基準

- デジタル印象採得装置を用いて、**CAD/CAMインレー**の印象採得及び咬合採得を行った場合に算定。
- 印象採得、咬合印象及び咬合採得は別に算定不可。

施設基準

- 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 当該療養を行うにつき十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

光学印象歯科技工士連携加算 +50点



口腔内スキャナー

- 歯科医師が歯科技工士とともに対面で口腔内の確認等を行い、当該修復物の製作に活用した場合には、光学印象歯科技工士連携加算として、50点を加算
- 同時に2以上のCAD/CAMインレーの製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、光学印象歯科技工士連携加算は1回として算定

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
光学印象

の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準 (該当するものに○)

	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
○	光学印象

既に（歯CAD）を届け出ている場合は光学印象のみでOK

※ 「CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー」及び「光学印象」の両方の届出を行う場合は、両方に○を記載すること。

2 当該療養に係る歯科医師の氏名等

歯科医師の氏名	経験年数
戸畑 太郎	3年以上

3 当該療養に係る歯科技工士の氏名等

氏 名	歯科技工所名

※歯科技工士が院内に配置されている場合については、歯科技工士名のみ記載すること。

4 当該療養に係る医療機関の体制状況等

	概 要	
使用する 歯科用CAD /CAM装置	医療機器届出番号	
	製品名	
	製造販売業者名	
	特記事項	
使用するデジ タル印象採得 装置	医療機器承認（認証）番号	セレック プライムスキャン AC
	製品名 (例)	30100BZX00044000
	製造販売業者名	デンツプライシロナ株式会社
	特記事項	
その他 (特記事項)		

※デジタル印象採得装置については、光学印象の施設基準に係る届出を行う場合に記載すること。

光学印象のみの届出であれば記入不要



ここまでは6月から算定する 予定であれば**6月3日必着**

提出先

九州厚生局 指導監査課
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8住友生命博多ビル4F

電話番号：092-707-1125

締切り間近のためレターパック（赤）や速達での郵送をお勧めします。

歯科外来診療医療安全対策加算1

歯科外来診療感染対策加算1

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード	0000000	届出番号	(外安全)第	号
連絡先 担当者氏名: 戸畑 太郎 電話番号: 093-***-***				
(届出事項) [歯科外来診療医療安全対策加算 1] の施設基準に係る届出 [1-016]				
当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 当該届出を行う前6月間において受担規則及び委託規則並びに受担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているもので、別添の様式を添えて届出します。 令和 6 年 5 月 30 日 保険医療機関の所在地及び名称 北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院 開設者名 戸畑 太郎 九州厚生局長 殿				
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。				

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

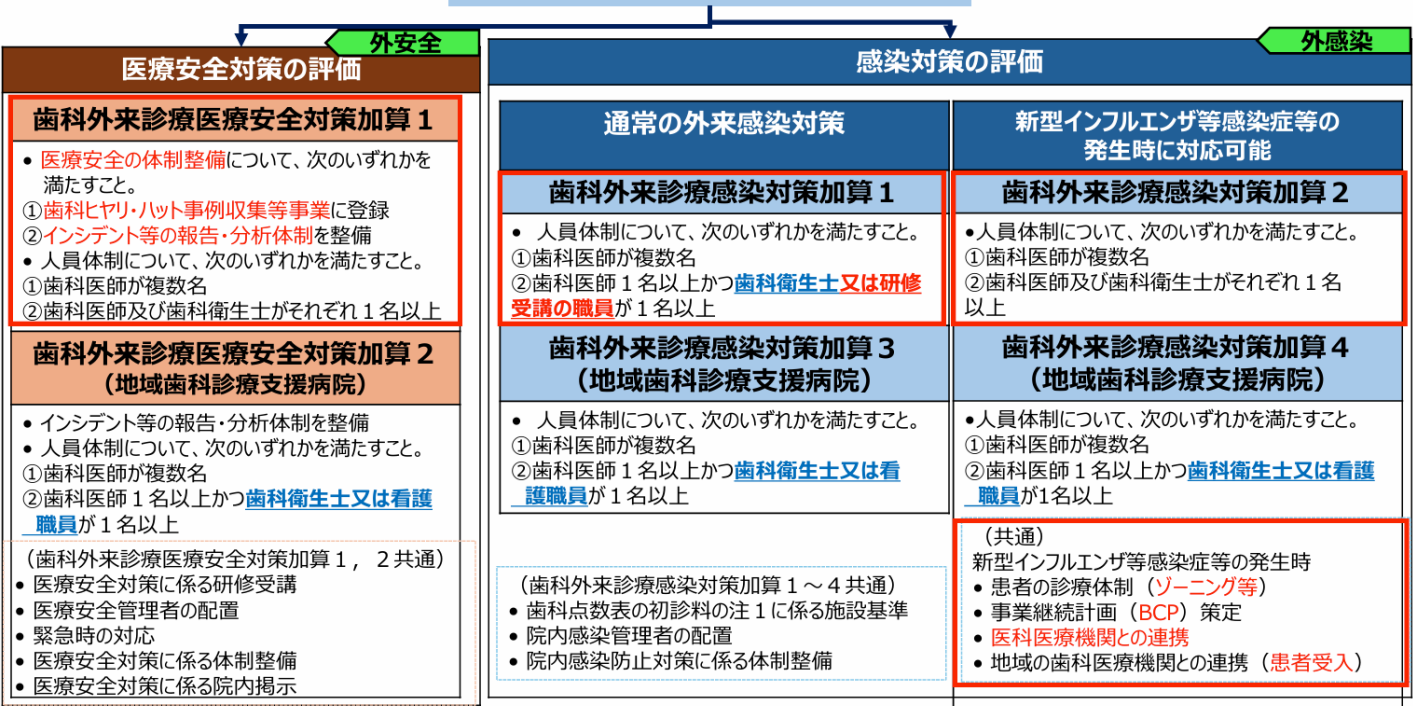
保険医療機関コード	0000000	届出番号	(外感染)第	号
連絡先 担当者氏名: 戸畑 太郎 電話番号: 093-***-***				
(届出事項) [歯科外来診療感染対策加算 1] の施設基準に係る届出 [1-018]				
当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 当該届出を行う前6月間において受担規則及び委託規則並びに受担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているもので、別添の様式を添えて届出します。 令和 6 年 5 月 30 日 保険医療機関の所在地及び名称 北九州市戸畑区〇〇〇〇 戸畑歯科医院 開設者名 戸畑 太郎 九州厚生局長 殿				
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。				

初・再診料【外来環】⇒【外安全】・【外感染】

6

歯科外来診療環境体制加算(廃止)

R6/3/5 厚労省改定資料改



令和6年3月31日までに外来環1を届出ている診療所は令和7年5月31日までは何も届出していなくても

経過措置で外安全1, 外感染1の施設基準を満たしているときみなされます。

令和7年6月1日以降も算定される診療所は令和7年5月31日までに届出を行ってください。

今まで外来環1を届出ない医院で外安全1、外感染1を令和6年6月から算定したい場合には6月3日必着で届出を行ってください。

歯科外来診療医療安全対策加算 1
 歯科外来診療感染対策加算 1
 歯科外来診療感染対策加算 2

の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準（該当するものに○を付け、受理番号を記載すること）

☒	歯科外来診療医療安全対策加算 1（2 及び 4 から 8 までの項目について記載）
☒	歯科外来診療感染対策加算 1（2、3、9、10 の項目について記載）
☐	歯科外来診療感染対策加算 2（2 及び 9 から 13 までの項目について記載）
歯科点数表の初診料の注 1 に係る施設基準 受理番号：（歯初診） 1234	

※歯初診の施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

2 歯科医師又は歯科衛生士の氏名
 （歯科医師又は歯科衛生士を○で囲むこと）

氏名		
1.	戸畑 太郎	（ <u>歯科医師</u> ・歯科衛生士）
2.	戸畑 花子	（歯科医師・ <u>歯科衛生士</u> ）
3.	北九州 妙子	（歯科医師・ <u>歯科衛生士</u> ）
4.	福岡 和子	（歯科医師・ <u>歯科衛生士</u> ）
5.		（歯科医師・歯科衛生士）

3 院内感染防止対策に係る研修を受けた者の配置状況及び研修の受講歴等
 （□には適合する場合「✓」を記入すること。）

院内感染防止対策に係る研修を受けた者を 1 名以上配置している		☒
受講者名	講習名（テーマ）	
戸畑 太郎	歯科外来診療における院内感染防止 マニュアルーエビデンスに基づく対応ー	

※ 1 歯科医師又は歯科衛生士以外で研修を受けた者を配置している場合に記入すること。

※ 2 研修については、院内で実施した場合でも差し支えない。

4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者
戸畑 太郎	令和 6 年度医療管理 （医療安全対策）講習会	R 6 年 5 月 8 日	一般社団法人 戸畑歯科医師会

※ 研修の受講を確認できるものを保管すること。

2 ～ 1 0 の項目に記載 **歯初診の受理番号の記入**を忘れずに！

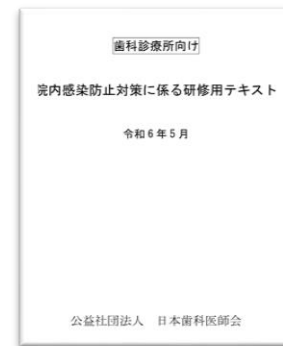
歯科医師が複数名、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ 1 名以上

◆ 外感染 1 のみ場合は歯科衛生士は必須ではなく院内感染防止対策に係る研修を受けたものが 1 名以上配置されていれば OK

院内講習会資料として日歯 HP に令和 6 年 5 月 2 0 日に院内研修用テキストが掲載

E-system に掲載中の「エビデンスに基づく一般歯科診療における院内感染対策
 （講師：小林隆太郎）」を院内研修に準用も可能

前回下審査会後に本城先生に講演頂いた講習会で OK



外来環 1 を令和 6 年 3 月 3 1 日までに届出いる場合は受講者名に常勤歯科医師名、講習名に外来環の届出時の受理番号を記載で OK

前回下審査会後に本城先生に講演頂いた講習会で OK

5 医療安全管理者

氏名	職種
戸畑 太郎	歯科医師

院長でOK

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外来診療部門の医療安全管理者について記載すること。

6 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）	〇〇〇	1
経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	□□□	1
酸素	△△△	1
血圧計	×××	1
救急蘇生セット	▲▲▲	1
その他		

7 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	戸畑共立病院 or 戸畑総合病院
所在地	福岡県北九州市戸畑区沢見2丁目5-1 福岡県北九州市戸畑区福柳木1丁目3番33号
緊急時の連絡方法等	電話およびFAX

8 医療安全対策に係る体制

（①又は②のいずれかを記載すること）

① 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への登録状況

登録完了年月日	令和6年5月〇日
---------	----------

疑義解釈より
提出に間に合わない場合は「仮登録のお知らせ」の電子メールの受信日を記載し、
日付の前に（仮登録）と記載することで差し支えない。

② 医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制

安全管理の体制確保のための委員会の開催状況	
委員会の開催回数	回／月
委員会の構成メンバー	
安全管理の体制確保のための職員研修の開催状況	
研修の主な内容等	年 回

外来環1を令和6年3月31日までに届出ている医院は1年間のみなし期間があります
ので登録が完了するのを待ってから記入してください。

9 院内感染管理者

氏名	職種
戸畑 太郎	歯科医師

院長でOK

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外来診療部門の院内感染管理者について記載すること。

10 当該保険医療機関に設置されている歯科用吸引装置等

一般名称	装置の製品名	台数（セット数）
歯科用吸引装置	○△□	1台以上

外安全 1 と外感染 1 の届出を行う場合はここまでの記入でOK

以下の項目は歯科外来診療感染対策加算 2 の届出を行う場合に記載すること。

11 常勤歯科医師名と感染経路別予防策及び新型インフルエンザ等感染症等を含む感染症に係る対策・発生動向等に関する研修の受講歴等（1年以内の受講について記入すること。）

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

12 新型インフルエンザ等感染症等の発生時の体制

（適合していることを確認の上、全ての□に「✓」を記入すること。）

当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制である	□
当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、地域の歯科医療を担当する別の保険医療機関から感染症患者又は疑似症患者を受け入れる連携体制を確保している	□
新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定している	□
事業継続計画の策定年月日	年 月 日

13 新型インフルエンザ等感染症等発生時に連携する医科診療の保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	
その他	

※病院である医科歯科併設の保険医療機関であって、当該保険医療機関の医科診療科と連携体制が整備されている場合は、「その他」の欄にその旨を記載すること。

【記入上の注意】

1 「新型インフルエンザ等感染症等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症のことをいう。

小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	0 0 0 0 0 0 0	届 出 番 号	(口管強) 第	号
-----------	---------------	---------	------------	---

連絡先
担当者氏名：戸畑 太郎
電話番号：093-***-***

(届出事項)

[小児口腔機能管理料の注3に規定する
口腔管理体制強化加算] の施設基準に係る届出

[2-071]

当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。

当該届出を行う前6月間において療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 6 年 5 月 30 日

保険医療機関の所在地及び名称
北九州市戸畑区〇〇〇〇
戸畑歯科医院

開設者名 戸畑 太郎

九州厚生局長 殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
3 届出書は、1通提出のこと。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所【か強診】⇒口腔管理体制強化加算【口管強】 14

改定前	改定後
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準 (1)～(3) (略) (新設) (4) 歯科訪問診療料の算定又は在宅療養支援歯科診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2との連携の実績があること。 (5)～(8) (略)	小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算の施設基準 (1)～(3) (略) (4) 口腔機能管理に関する実績があること。 (5) 次のいずれかに該当すること。 イ 歯科訪問診療料を算定していること。 ロ 在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院との連携の実績があること。 ハ 在宅歯科医療に係る連携体制が確保されていること。 (6)～(9) (略) 【経過措置】 令和6年3月31日において現にかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)に該当するものとみなす

- 口腔機能管理に関する実績が追加 (か強診医療機関の経過措置：令和7年5月31日)
- 訪問診療の実績要件⇒在宅歯科医療に係る連携体制で可

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所【か強診】⇒口腔管理体制強化加算【口管強】 15

口腔管理体制強化加算の施設基準の通知変更部分
(2) 次のいずれにも該当すること。 ア 過去1年間に歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療をあわせて30回以上算定していること。 イ 過去1年間にエナメル質初期う蝕管理料又は根面う蝕管理料をあわせて10回以上算定していること。 ウ エナメル質初期う蝕管理料を算定する旨を届け出ていること。 エ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準を届け出ていること。 イ 歯科訪問診療料の注15に規定する基準を満たしていること。 (3) 過去1年間に歯科疾患管理料 (口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。)、歯科衛生士地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料又は歯科口腔リハビリテーション料3をあわせて12回以上算定していること。 (4) 次のいずれかに該当すること。 ア 過去1年間の歯科訪問診療1、若しくは歯科訪問診療2若しくは歯科訪問診療3の算定回数又は連携する在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2若しくは在宅療養支援歯科病院に依頼した歯科訪問診療の回数があわせて5回以上であること。 イ 連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口とあらかじめ協議し、歯科訪問診療に係る十分な体制が確保されていること。 (6) 当該医療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理に関する研修 (エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理及び口腔機能の管理を含むものであること。) 並びに、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に関する適切な研修を修了した歯科医師が1名以上 在籍していること。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。 (1)、(5)、(7)、(8) (略) (9) 文言修正あり

小児の心身の特性および緊急時対応等に関する研修要件が追加

口腔管理体制強化加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績（届出前1年間）

① 歯周病安定期治療、歯周病重症化予防治療の算定回数	30回以上回
② 根面う蝕管理料、エナメル質初期う蝕管理料の算定回数	回

※ ②について、令和6年5月31日以前の算定については、フッ化物歯面塗布処置及び歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算の算定回数を合計して差し支えない。

1 2 回以上算定の必要あり
令和 7 年 5 月 3 1 日まではみなし認定の場合未記載でOK

2 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の届出状況

届出年月日 (H30年〇月〇日)

九州厚生局のHPに掲載されている
届出受理医療機関名簿の算定開始年月日を記載

3 口腔機能管理の実績（届出前1年間）

① 歯科疾患管理料(口腔機能低下症又は口腔機能発達不全症の管理を行う場合に限る。)、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料又は歯科口腔リハビリテーション料3の算定回数	回
---	----------

1 2 回以上算定の必要あり
令和7年5月31日まではみなし認定の場合未記載でOK

4 歯科訪問診療料の注 15 に規定する届出の状況

届出年月日 (○ 年 ○ 月 ○ 日)

令和7年5月31日まではみなし認定の場合未記載でもOK
届出受理医療機関名簿の算定開始年月日を記載

5 歯科訪問診療又は歯科訪問診療の依頼の実績（届出前1年間）

※①又は②のいずれかについて記載すること。

①	歯科訪問診療 1、歯科訪問診療 2 又は歯科訪問診療 3 の算定回数	○ 回
	歯科訪問診療を在宅療養支援歯科診療所 1 若しくは在宅療養支援 歯科診療所 2 又は在宅療養支援歯科病院に依頼した回数	○ 回
	合 計	5 回以上回

※ ①について、令和6年5月31日以前の算定については、歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2の算定回数を合計して差し支えなく、歯科訪問診療3を含まないこと。

② 連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口の名称	戸畑歯科医師会歯科医療連携室
---------------------------------------	----------------

6 他の保険医療機関との連携の実績（届出前1年間）

① 診療情報提供料（Ⅰ）の算定回数	○ 回
② 診療情報等連携共有料 1 又は 2 の算定回数	○ 回
合 計	5 回以上 回

※ ②について、令和6年5月31日以前の算定については、診療情報連携共有料の算定回数を合計して差し支えない。

〔福園縣〕

届出受理医療機関名簿

令和 6 年 5 月 1 日 現在 歯科]						令和 6 年 5 月 1 日 作成	1 頁
項目番号	医療機関名称	医療機関所在地 電話番号 (FAX番号)	病床数	受理番号	算定開始年月日	備考	
1 023,001,7	A C T デンタルクリ ニック博多	〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1丁目3 2-5 092-645-2618 (092-645-2617)		(南初診) 第1073号 (医費) 第623号 (歯医診) 第435号 (歯審計) 第76号 (歯 C A D) 第2785号 (補綴) 第822号	平成30年 7月 1日 平成24年 8月 1日 令和 24年 8月 1日 平成30年10月 1日 平成24年 8月 1日		
2 023,002,5	ハリス歯科口腔外科 クリニック	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1 - 1 花井ビル 2 階 092-400-8415 (092-400-8416)		(南初診) 第2255号 (外來環 1) 第587号 (医費) 第822号 (歯医診) 第1145号 (歯審計) 第1458号 (歯 C A D) 第2286号 (口腔粘膜) 第60号 (歯 C A D) 第223号 (手支機) 第63号 (歯医診) 第25号 (補綴) 第4823号 (歯費) 第145564号	平成30年 9月 1日 平成30年 9月 1日 平成30年 9月 1日 令和 5 年12月 1日 平成29年 3月 1日 平成28年 6月 1日 平成30年 4月 1日 平成26年 4月 1日 平成30年 4月 1日 令和 2 年 9月 1日 平成24年 9月 1日 令和 6 年 4月 1日		
3 023,003,3	こまざわ歯科クリニ ック	〒813-0044 福岡県福岡市東区千早4丁目2 番3号モタタビル 092-410-3986 (092-410-3987)		(南初診) 第855号 (外來環 1) 第785号 (歯医診) 第1725号 (歯 C A D) 第628号 (補綴) 第825号 (歯費) 第145564号	平成30年 8月 1日 平成30年10月 1日 平成30年 4月 1日 平成26年 4月 1日 平成24年10月 1日 平成30年 4月 1日	心製証22算定単位23.36円	
4 023,004,1	博多駅前こころ歯科 クリニック	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央 1-1 新幹線博多ビル 5 階 092-409-3461 (092-409-3460)		(南初診) 第76号 (外來環 1) 第1681号 (医費) 第917号 (歯医診) 第1138号 (歯審計) 第1409号 (口腔粘膜) 第128号 (歯 C A D) 第1557号 (手支機) 第129号 (補綴) 第4842号 (歯費) 第145429号	平成30年 4月 1日 令和 3 年 4月 1日 平成28年 8月 1日 令和 5 年10月 1日 平成29年 3月 1日 平成30年 4月 1日 平成28年10月 1日 平成30年 4月 1日 平成24年10月 1日 令和 6 年 4月 1日		
5 023,006,6	ひかるデンタルオフ イス	〒813-0013 福岡県福岡市東区香椎駅前 1-1 1 フレスタ香椎 3 階 092-673-2022 (092-673-2335)		(南初診) 第2882号 (歯医診) 第1711号 (補綴) 第4861号	平成30年10月 1日 平成29年 4月 1日 平成29年12月 1日	心製証22算定単位23.36円	

7 歯科疾患の継続管理等に係る研修の受講歴等

受講歯科医師名	戸畑 太郎
研 修 名	
受講年月日	
研修の主催者	
講習の内容等	

※1 研修会の修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付した場合には、上記への記載を省略して差し支えない。

※2 歯科疾患（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理に関する内容を含むものであること。）及び口腔機能の継続管理並びに高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等を含むこと。

8 歯科医師又は歯科衛生士の氏名等（勤務形態及び職種は該当するものに○）

勤務形態	職種	氏名
常勤／非常勤	歯科医師／歯科衛生士	戸畑 太郎
常勤／非常勤	歯科医師／ <u>歯科衛生士</u>	戸畑 花子
常勤／非常勤	歯科医師／ <u>歯科衛生士</u>	北九州 妙子
常勤／非常勤	歯科医師／ <u>歯科衛生士</u>	福岡 和子
常勤／非常勤	歯科医師／歯科衛生士	

9 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	戸畑共立病院 or 戸畑総合病院
所在地	福岡県北九州市戸畑区沢見2丁目5-1 福岡県北九州市戸畑区福柳木1丁目3番33号
緊急時の連絡方法等	電話およびFAX

か強診届出の場合

- ・「小児の心身の特性」（掲載済み）
- ・「エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理」（6月18日掲載予定）

に関する研修を日歯のE-systemにて修了し受講終了証を添付して提出すればOK

新規で届出を行う場合

日歯E-systemの必要な研修教材を全て修了し受講終了証を添付して提出すればOK

ログインユーザー

小林拓人

メニュー

トップページ

教材コンテンツ検索

研修会を探す

研修状況を確認

修了証出力

動画研修の管理

パスワード変更

メールアドレス修正

ガイドライン一覧

当ホームページのご利用案内

システム利用マニュアル

システム利用ガイド

（使い方の説明動画）

FAQ

ログアウトはこちら

教材コンテンツ検索

注意事項 (+)

すべてのコンテンツを探す

すべて開く (+)

動画コンテンツを探す

すべて開く (+)

研修コード	タイトル / 単元名	難易度	タイトルなど
単位登録する	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	その他
単位登録する	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録しない	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録する	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録しない	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録する	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録しない	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録する	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録しない	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録する	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー
単位登録しない	3409	口腔健康 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー

Copyright(C) 2019 Japan Dental Association. All Rights Reserved.

受講修了証

戸畑太郎 殿

あなたは下記の研修を受講し、修了したことを証明いたします。

研修名	口腔健康管理セミナー 希施設基準(6) 小児の心身の特性及び緊急時対応に関する研修
受講日	2024年5月23日
主催者	公益社団法人 日本歯科医師会
研修内容	日歯生涯研修事業「JDA E-system」 教材コンテンツでの動画視聴、確認テストの受験 〔目的〕 ・歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理及び口腔機能の管理を含む。）並びに高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等を理解する。 〔内容〕 ・子どもの心身の特性及び緊急時対応 ※本講習は、「口腔管理体制強化加算 施設基準(6)」に係る届出に必要な研修を含みます。
講師	小方清和 （東京都立小児総合医療センター）
備考	

2024年5月23日

公益社団法人 日本歯科医師会

歯科医師が複数名、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上

10 迅速な歯科訪問診療が可能な体制

※ 当該保険医療機関で歯科訪問診療を行う場合に記載すること。

歯科訪問診療を行う 歯科医師名	戸畑 太郎
診療可能日	月、火、水、金、土

過去 1 年間

②と③は令和 6 年 5 月 3 1 日以前の算定回数も合計して差し支えない。

年 1 回以上

11 当該地域における保険医療機関、介護・福祉施設等との連携の状況

① 居宅療養管理指導の提供実績	(実施回数) 1 回以上 回
② 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料	(算定回数) 1 回以上 回
③ 初診料の注 6、再診料の注 4、歯科訪問診療料の注 8 の 歯科診療特別対応加算 1、2 又は 3	(算定回数) 1 回以上 回
④ 退院時共同指導料 1、在宅歯科医療連携加算 1 若しくは 2、小児在宅歯科医療連携加算 1 若しくは 2、在宅歯科 医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者 連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料	(算定回数) 1 回以上 回
⑤ 地域ケア会議の出席	(会議名) ○○○○ (直近の出席日) R○年 ○月 ○日
⑥ 在宅医療に関するサービス担当者会議等又は病院・診 療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議 等の出席	(会議名) (直近の出席日) 年 月 日
⑦ 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講	(研修名)認知症高齢者の口腔健康管理 (研修実施主体) 公益社団法人 日本歯科医師会 (修了年月日) R○年 ○月 ○日 (修了者氏名) 戸畑 太郎
⑧ 在宅医療・介護等に関する研修の受講	(研修名) (研修実施主体) (修了年月日) 年 月 日 (修了者氏名)
⑨ 学校歯科医等に就任	(学校等の名称) ○○○学校

3年以内に該当する研修を受講していることが必要。

日歯E-systemに対応した研修教材があるので研修後に受講修了証を添付すればOK

研修コード	大項目 / 中項目	教材名	タイトルなど
単位登録する 単位登録しない	3502 認知症 認知症対策セミナー	生涯研修セミナー	[動画] 1/4 認知症高齢者の口腔健康管理 1.認知機能の低下と口腔機能低下 枝広あや子 2019年 ■キーワード:
単位登録する 単位登録しない	3502 認知症 認知症対策セミナー	生涯研修セミナー	[動画] 2/4 認知症高齢者の口腔健康管理 2.認知症とともに生きる世界の理解 枝広あや子 2019年 ■キーワード:
単位登録する 単位登録しない	3502 認知症 認知症対策セミナー	生涯研修セミナー	[動画] 3/4 認知症高齢者の口腔健康管理 3.原因疾患別の特徴 枝広あや子 2019年 ■キーワード:
単位登録する 単位登録しない	3502 認知症 認知症対策セミナー	生涯研修セミナー	[動画] 4/4 認知症高齢者の口腔健康管理 4.食を支え生活を支える歯科医療 枝広あや子 2019年 ■キーワード:

研修コード	大項目 / 中項目	教材名	タイトルなど
単位登録する 単位登録しない	3409 口腔健康管理 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー	[動画]力 1/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 1.歯科訪問診療の 概要 細野純 2015年 ■キーワード:
単位登録する 単位登録しない	3409 口腔健康管理 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー	[動画]力 2/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 2.歯科訪問診療の 実際 細野純 2015年 ■キーワード:
単位登録する 単位登録しない	3409 口腔健康管理 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー	[動画]力 3/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 3.要介護高齢者の 心身の特性の理解と緊急時への対応について 細野純 2015年 ■キーワード:
単位登録する 単位登録しない	3409 口腔健康管理 口腔健康管理セミナー	生涯研修セミナー	[動画]力 4/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 4.地域包括ケアシ ステムにおける地域連携について 細野純 2015年 ■キーワード:

⑩ 介護認定審査会の委員の経験	(在任期間) 年 月 ~ 年 月
⑪ 過去一年間の福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設における歯科健診への協力	(施設名) (実施日) 年 月 日
⑫ 自治体が実施する歯科保健に係る事業への協力	(事業名) (実施日) 年 月 日

→ 期間の定めなし

→ 過去1年間

→ 急患センター、市民センターなどからの依頼があつての講演など

※1 ①～⑫については、7に記載する歯科医師の実績について記載すること。

※2 ※1に該当する歯科医師が複数名配置されている場合は、そのうち、いずれか1名について記載すること。

※3 ①から④までについては、過去1年間の実績を記載すること。

※4 ②について、令和6年5月31日以前の算定については、栄養サポートチーム等連携加算1又は2の算定回数を合計して差し支えない。

※5 ③について、令和6年5月31日以前の算定については、歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算の算定回数を合計して差し支えない。

※6 ⑦、⑧について、内容が確認できる研修会の修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付した場合には、上記への記載を省略して差し支えない。



①～⑫の中で3つ以上該当する必要があります。

12 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）	〇〇〇	1
経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	□□□	1
酸素供給装置	△△△	1
血圧計	×××	1
救急蘇生セット	▲▲▲	1
歯科用吸引装置	○△□	1

令和6年3月31日までに「か強診」届出の医院は1年間のみなし期間がありますので各項目の必要算定回数、必修の研修等の要件を全て満たしたうえで提出頂いたほうがみなし期間終了後に届出の出し直しをせずに済みます。

提出先

九州厚生局 指導監査課

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8住友生命博多ビル4F

電話番号：092-707-1125

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	届出番号	(歯外在ベⅠ) 第 号
連絡先 担当者氏名： 電話番号：		
(届出事項) [歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）] の施設基準に係る届出 [2-549] ☐ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 ☐ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ☐ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 年 月 日 保険医療機関の所在地及び名称 開設者名 九州厚生局長 殿		
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。		

医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組

賃上げに向けた評価の新設

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（1日につき）

- 1 初診時 10点
- 2 再診時等 2点
- 3 歯科訪問診療時
 - イ 同一建物居住者以外の場合 41点
 - ロ 同一建物居住者の場合 10点

ベースアップ評価料1で十分に対応できない場合、
ベースアップ評価料2を算定する。

歯科衛生士、技工士、その他の医療関係職種の賃金改善を実施している場合で地方厚生局長に届出をした場合
※届出は様式95～98による

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）（1日につき）

- 1 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1
イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 8点
ロ 再診時等 1点
- 2 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2
イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 16点
ロ 再診時等 2点
- ↓
- 8 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）8
イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 64点
ロ 再診時等 8点

賃上げ計算支援ツールの活用

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行っている医療機関で、（Ⅰ）で算定される点数の見込みの10倍の数が、対象職員の給与総額の1分2厘未満であること

1 医療従事者の賃上げの概要について

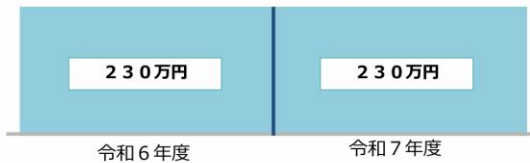
(5) ベースアップ評価料の算定額の配分パターン

- 医療機関等においては、令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画します。
- そのなかでベースアップ評価料（改定率+0.61%分）については、対象職種の給与総額の2.3%相当となるように設定されており、令和6年度と7年度の2年とも同じ点数設計です。
- したがって、この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられますが、いずれの場合も算定額を全て賃金の引き上げに充てることが重要です。

【例：令和5年度の給与総額が1億円であった場合】
（2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み）

1億円×2.3%×2年間＝460万円
（賃金の引き上げに充てる額）

（パターン1）
令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



（パターン2）
2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



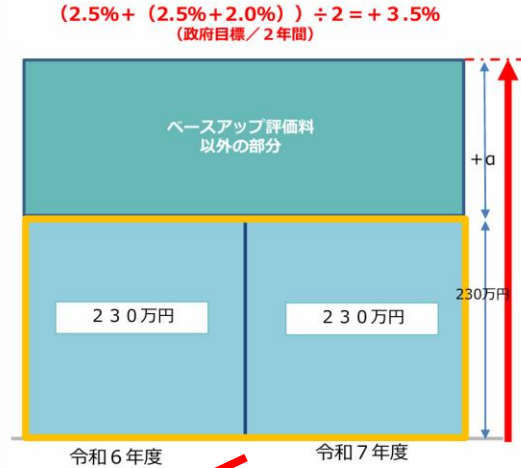
⚠ ベースアップ評価料の算定額の見込みについては、あくまで目安であり、保険医療機関ごとの状況や実際の算定回数に応じて、変動が生じ得ます。

8

（例）政府目標を踏まえたモデルケース

【例：年間の給与総額が1億円であった場合】

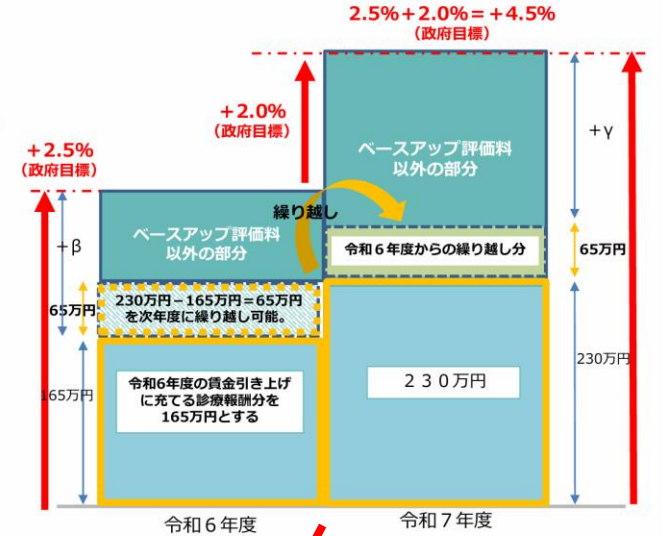
（パターン1）
令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



⚠ ベースアップ評価料による賃上げの対象とならない職種についても、引き上げられた初再診料等や入院基本料等を活用して、同様の考え方で政府目標の達成を目指して頂きますようお願いいたします。

9

（パターン2）
2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



政府目標を達成するためにはR6年度、R7年度でそれぞれ3.5%引き上げが必要。
このパターンではそのうちベースアップ評価料で得られる原資でR6年度で2.3%、R7年度で2.3%を賄う計算です。

政府目標を達成するためにはR6年度で2.5%、R7年度で4.5%の引き上げが必要。
このパターンではそのうちベースアップ評価料で得られる原資でR6年度で1.65%、R7年度で2.95%を賄う計算です。

【準備するもの】 （例）2024（令和6）年6月算定開始の場合

① 自院のスタッフの給与額

2023(令和5)年3月～2024(令和6)年2月の対象職員一人一人の給与総額（月ごとの総額・12カ月分）を用意して下さい。給与総額とは、手当も含まれます
例)基本給・賞与・資格手当・精勤手当・諸手当・通勤手当・法定福利費（社会保険料や労働保険料のうち、企業が負担する部分）の合計 等
定期昇給している場合はその金額も個人個人で準備

② 賃上げ対象職員（パート等も含む）の常勤換算数を計算しておいてください。

2023(令和5)年12月～2024(令和6)年2月の月ごと算定回数

③ 歯科初診料の算定回数

④ 歯科再診料の算定回数

⑤ 歯科訪問診療料 1（同一建物以外）の算定回数

⑥ 歯科訪問診療料 2・3（同一建物）の算定回数

準備

給与額	戸畑花子DH	北九州妙子DH	福岡和子DH	九州紀子DA	月の総額
令和5年3月	248,000	248,000	80,000	200,000	776,000
令和5年4月(定期昇給)	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年5月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年6月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年7月(賞与含)	250,000	500,000	80,000	404,000	1,234,000
令和5年8月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年9月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年10月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年11月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年12月(賞与含)	250,000	500,000	80,000	404,000	1,234,000
令和6年1月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和6年2月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
月平均の支給額	249,833	291,500	80,000	235,500	856,833
				総額	10,282,000

4月に2000円の定期昇給あり、時給制の職員も昇給で2000円相当分の時給が上がっているが労働時間が減少し月の給与総額は変わらなかったものとする。
法定福利費の事業主負担分を16.5%と概算し含まれた金額とする。

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	45回	484回	2回	0回
2024年1月	45回	484回	2回	0回
2024年2月	45回	484回	2回	0回

【対象職種】

歯科診療所に勤務する

- 歯科衛生士
- 歯科技工士
- 歯科業務補助者

※歯科医師は除く

※専従者給与支給者も含むことができる

戸畑歯科医院（院長：戸畑太郎）

歯科医師 1人
歯科衛生士 3人（うち一人時給制）
歯科助手 1人

常勤換算の計算方法 = $\frac{\text{常勤でない職員の所定労働時間}}{\text{常勤の所定労働時間}} = \frac{16}{40}$

週30時間以上勤務している者は常勤とみなすこと

今回の対象職員を常勤換算すると

歯科衛生士 2.4人
歯科業務補助者 1人
合計 3.4人

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について

ホーム 政策について 分野別の政策一覧 健康・医療 医療政策 令和6年度診療報酬改定について 令和6年度診療報酬改定説明会(令和6年度診療報酬改定説明資料等について)

説明動画

令和6年度診療報酬改定説明(YouTube)はこちらへ公開しました。

令和6年度診療報酬改定における賃上げについて(YouTube)はこちらへ公開しました。

ベースアップ賃金計算支援ツール(無料)

ベースアップ賃金計算支援ツール(無料) **ここをクリック**

ベースアップ賃金計算支援ツール(無料)のダウンロード

医療従事者の賃上げ計算支援ツール【歯科医療機関の場合】

令和6年2月15日版

本ツールでは、次の3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援します。

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

厚生労働省

厚生労働省HPにある
ベースアップ評価料計算支援ツール
に必要事項を入力し、
ベースアップ評価料(Ⅰ)のみでOKか
ベースアップ評価料(Ⅱ)まで必要かを
判断します。

Step 1 対象職員の給与総額の計算

○ まずは、**対象職員の給与総額**を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日

2024年6月1日

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	776,000円
2023年4月	782,000円
2023年5月	782,000円
2023年6月	782,000円
2023年7月	1,234,000円
2023年8月	782,000円
2023年9月	782,000円
2023年10月	782,000円
2023年11月	782,000円
2023年12月	1,234,000円
2024年1月	782,000円
2024年2月	782,000円

1月当たり給与総額

856,833円

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②**歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)**【無床診療所のみ】

○ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)による算定見込みだけでは、**賃金増率が1.2%に満たない診療所**については、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)**を算定することができます。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

- ①該当する区分を選択ください。
- ☐ 病院・有床診療所
- ☒ 無床診療所

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)による賃金増率等

1月当たり給与総額	856,833円
1月当たり算定金額	15,000円
賃金増率	1.75%

歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	-0.5
算定区分	-
算定点数	初診・歯科訪問診療時 - 再診時 -

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合(主に自由診療を実施する保険医療機関など)は、対象外となります。

※ 対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の診療所は、対象外となります(ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。)

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①**歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)**【病院・診療所共通】

○ 次に、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)**の算定見込みの計算を行います。

○ **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数**を入力してください。

算定開始予定日	算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2024年6月1日	2023年12月				
	2024年1月				
	2024年2月				
1月当たり算定回数		0回	0回	0回	0回

歯科はこちらに入力

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	45回	484回	2回	0回
2024年1月	45回	484回	2回	0回
2024年2月	45回	484回	2回	0回
1月当たり算定回数	45回	484回	2回	0回

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

○ 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。

○ 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算	
1月当たり給与総額	856,833円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)による1月当たり収入	15,000円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)による1月当たり収入 (無床診療所のみ)	0円
入院ベースアップ評価料による1月当たり収入 (病院・有床診療所のみ)	0円
ベースアップ評価料による1月当たり収入合計	15,000円
ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計	180,000円

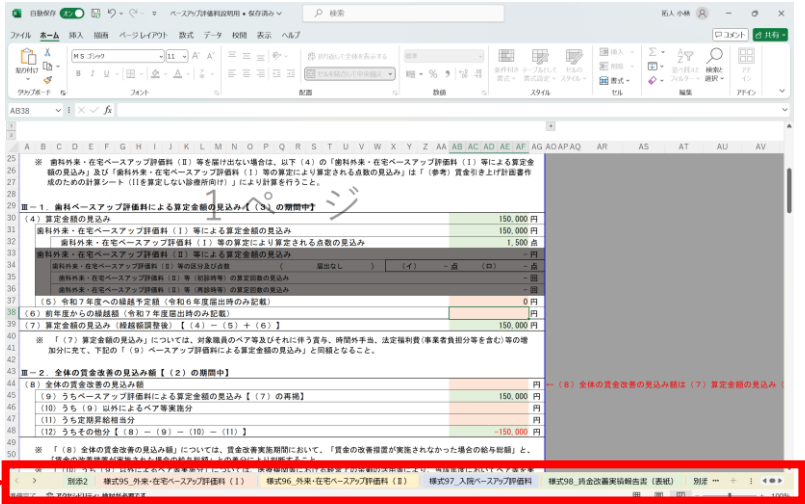
提出用エクセルシート

【記載が必要なシート】

- ・別添 2
- ・様式95_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート
- ・（別添）_計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）

ダウンロードする際にファイル名に
医療機関コードと医療機関名を入れて保存！！

それぞれの様式は画面下部のシートを選択します。



別添 2

特掲診療所の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0000000	届出番号	
------------------------	---------	------	--

連絡先

担当者氏名： 戸畑 太郎

電話番号： 093-xxx-xxxx

(届出事項)

今届出をする事項について、下記施設基準等の先頭に○を付けてください。
また、(歯科)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び入院ベースアップ評価料については、該当する区分を()内に記入してください。

[] 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	
[] 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)()	
[○] 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	の施設基準に係る届出
[] 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)()	
[] 入院ベースアップ評価料()	

1 ページ

当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。

当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第70条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院患者数の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 6 年 5 月 30 日

保険医療機関・保険薬局の所在〒北九州市戸畑区○○○○

及び名称 戸畑歯科医院

開設者名 戸畑 太郎

九州厚生局長 殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

様式95

（ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ） の施設基準に係る届出書添付書類
（ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ）

1 保険医療機関コード 0000000
保険医療機関名 戸畑 太郎

2 届出を行う評価料

☐ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

☒ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

3 外来医療等の実施の有無

☐ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)

☒ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

4 対象職員(常勤換算)数

34 人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。
※ ○より大きい数で表わす。

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする)。

4 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

参考

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(Ⅱを算定しない診療所向け)

1 保険医療機関コード 0000000
保険医療機関名 戸畑 太郎

2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の届出について

届出を行う月

☒ 新規 ☐ 区分変更 (3 月 6 月 9 月 12 月)

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上げを算出する値(円)

(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「2」の入力に連動)

☒ 前年2月～2月 ☐ 前年6月～6月 ☐ 前年9月～9月 ☐ 前年12月～12月

②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

856,833 円 (前届届出時 円)

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を完全の金額で計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)また、報酬補助金等施設運営事業補助金や研修料による賃金引上げについては、含めないこと。
※ 新規届出時は前届届出時値への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数、金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間」(上記「2」の入力に連動)

☒ 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 6月～8月 ☐ 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数

②再診料等の算定回数

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

④訪問診療料(同一建物)の算定回数

⑤歯科初診料等の算定回数

⑥歯科再診料等の算定回数

⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

⑧歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数

※ 算出対象となる期間の1月当たりの算定回数の平均回数(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
※ 自由診療の患者については、計上しない。
※ 公費負担医療や労務医療制度等、診療報酬点数表に定めて医療費が算定される患者については、計上する。
※ 新規届出時は前届届出時値への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み

531.0 回 (前届届出時 0.0 回)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み

1,500.0 点 (前届届出時 0.0 点)

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率

1.75% (前届届出時)

別添

(歯科診療所) 賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード 0000000
保険医療機関名 戸畑 太郎

Ⅰ. 賃金引き上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引き上げの実施方法

☐ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引き上げを行う。

☐ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引き上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間が終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することと前掲とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ また、ベア等引上げベア等を実施することによる賃金引上げ(引き上げ率や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増加分についても含む)こととする。なお、昇給に連動して引き上げる賃金分については含まない。

Ⅱ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無 ☒ 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等を届出しない場合は、以下(4)の「(歯科)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み」及び「(歯科)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(Ⅱを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

Ⅲ-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み(「3」の期間中)

(4) 算定金額の見込み

15,000 円

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み

15,000 円

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み

1,500 点

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診料等)の算定金額の見込み

円

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診料等)の算定回数見込み

円

(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)

円

(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)

円

(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後) 【(4) - (5) + (6)】

15,000 円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額(「2」の期間中)

(8) 全体の賃金改善の見込み額

円

(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】

15,000 円

(10) うち(9)以外によるベア等実施分

円

(11) うち定期昇給増加分

円

(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】

-15,000 円

※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差により判断すること。

※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関における経営上の永利の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。

※ 「(11) うち定期昇給増加分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別すること。
※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等のような一時金による賃金改善額となること。

別添 2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード
又は保険薬局コード

0000000

届出番号

連絡先

担当者氏名 :

戸畑 太郎

電話番号 :

093-***-***

(届出事項)

今回届出をする事項について、下記施設基準名の先頭に○を付してください。
また、(歯科)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び入院ベースアップ評価料については、
該当する区分を()内に記入してください。

[] 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

[] 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)()

[○] 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

[] 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)()

[] 入院ベースアップ評価料()

の施設基準に係る届出

☒ 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。

☒ 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

☒ 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

☒ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 6 年 5 月 30 日

保険医療機関・保険薬局の所在地

北九州市戸畑区〇〇〇〇

及び名称

戸畑歯科医院

開設者名

戸畑 太郎

九州厚生局長

殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

様式95

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関コード

0000000

保険医療機関名

戸畑 太郎

2 届出を行う評価料

☐ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

☒ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

3 外来医療等の実施の有無

☐ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)

☒ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

4 対象職員(常勤換算)数

3.4

人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。

※ 〇より大きい数であればよい。

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☒を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☒を記載すること。

2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☒を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☒を記載すること。

3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

4 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

オレンジ色の部分に必要事項を入力します。

緑色の部分は自動入力されます。

常勤換算で
歯科衛生士 2.4人
歯科業務補助者 1人
合計 3.4人

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1 保険医療機関コード 0000000
保険医療機関名 戸畑 太郎

2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の届出について
届出を行う月
☒ 新規 ☐ 区分変更 { 3月 6月 9月 12月 }
※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上限を算出する値(【B】)
(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
① 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「2」の入力に連動)
☒ 前年3月～2月 ☐ 前年6月～5月 ☐ 前年9月～8月 ☐ 前年12月～11月
② 対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
856,833 円 (前回届出時 円)
※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引き上げ分については、含めないこと。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み
【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間」(上記「2」の入力に連動)】
☒ 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 6月～8月 ☐ 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

① 初診料等の算定回数		回	(前回届出時		回)
② 再診料等の算定回数		回	(前回届出時		回)
③ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数		回	(前回届出時		回)
④ 訪問診療料(同一建物の算定回数		回	(前回届出時		回)
⑤ 歯科初診料等の算定回数	45.0	回	(前回届出時		回)
⑥ 歯科再診料等の算定回数	484.0	回	(前回届出時		回)
⑦ 歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	2.0	回	(前回届出時		回)
⑧ 歯科訪問診療料(同一建物の算定回数	0.0	回	(前回届出時		回)

※ 算出対象となる期間の1月当たりの算定回数の平均の数値(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
※ 自由診療の患者については、計上しない。
公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み
531.0 回 (前回届出時 0.0 回)
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み
1,500.0 点 (前回届出時 0.0 点)

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率
1.75% (前回届出時)

令和6年6月から算定する場合は新規と3月にチェック

Step 1 対象職員の給与総額の計算

○ まずは、対象職員の給与総額を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日	給与対象月	対象職員の給与総額
2024年6月1日	2023年3月	776,000円
	2023年4月	782,000円
	2023年5月	782,000円
	2023年6月	1,234,000円
	2023年7月	782,000円
	2023年8月	782,000円
	2023年9月	782,000円
	2023年10月	782,000円
	2023年11月	782,000円
	2023年12月	1,234,000円
	2024年1月	782,000円
	2024年2月	782,000円
1月当たり給与総額		856,833円

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) (病院・診療所共通)

○ 次に、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定見込みの計算を行います。

○ 2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。

算定開始予定日	算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2024年6月1日	2023年12月				
	2024年1月				
	2024年2月				
	1月当たり算定回数	0回	0回	0回	0回

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	45回	484回	2回	0回
2024年1月	45回	484回	2回	0回
2024年2月	45回	484回	2回	0回
1月当たり算定回数	45回	484回	2回	0回

歯科はこちらに入力

ひと月に1,500点つまり月に15,000円を対象職員に割り振ります。

今回はパターン1の令和6年度にまとめて引き上げる配分方法で計算します。

ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定により月に15,000円得られる原資を

戸畑花子DH	5,000円
北九州妙子DH	5,000円
福岡和子DH	2,000円
九州紀子DA	3,000円

という配分で給与に上乗せすることとします。

ベースアップ評価料による給与の改善率は1.75%

給与総額 以下の全ての合計

(1) 基本給等

①基本給

②決まって毎月支払われる手当

調整手当 住居手当
役職手当 家族手当
資格手当 通勤手当
その他毎月支払われる手当

(2) 「決まって毎月支払われる手当」以外の手当て（額が決まっていない手当）

超過勤務手当 休日勤務割増手当
夜勤手当 交換勤務手当
深夜割増手当 呼出手当
その他都度支払われる手当

(3) 賞与

(4) 法定福利費の事業主負担分

(1) + (2) + (3) 合計額の16.5% として計上してよい

最初の給与総額を出す際には法定福利費を概算で加えてよい。

ベースアップによる賃金改善分に含めることができるもの

(1) 基本給等

①基本給

②決まって毎月支払われる手当

調整手当 住居手当
役職手当 家族手当
資格手当 通勤手当
その他毎月支払われる手当

(2) 以下のうち、(1) 基本給等に連動して引きあがる部分

①賞与

②法定福利費の事業主負担分

※業績に連動して引きあがった部分は含めない

賞与が基本給等に連動している場合には、ベースアップ評価料によって得られた原資を全額基本給等に割り振ってしまうと、賞与などの連動して引きあがった部分を医院が負担しないといけなくなってしまいます。

賞与などが連動して引きあがる場合にはその分を加味してベースアップ評価料で得られた原資を分配するようにして下さい。

注意：(1) に全額使ってしまうと、(2) の分が持ち出しになってしまう
(2) の部分も含めて、額を計画する必要がある

1 医療従事者の賃上げの概要について

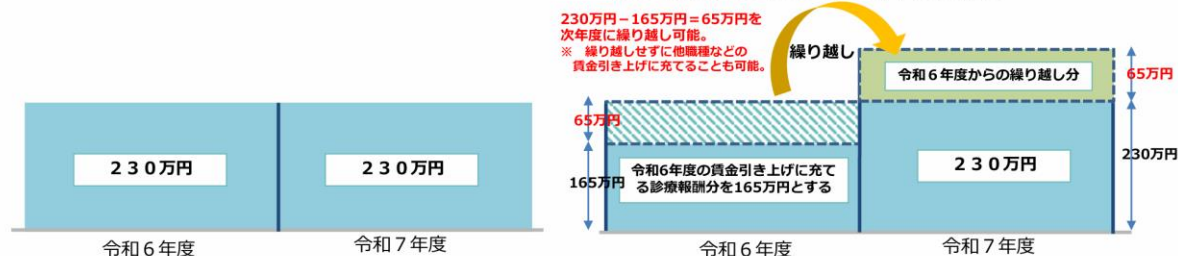
(5) ベースアップ評価料の算定額の配分パターン

- 医療機関等においては、令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画します。
- そのなかでベースアップ評価料（改定率+0.61%分）については、対象職種の給与総額の2.3%相当となるように設定されており、令和6年度と7年度の2年とも同じ点数設計です。
- したがって、この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられますが、いずれの場合も算定額を全て賃金の引き上げに充てることが重要です。

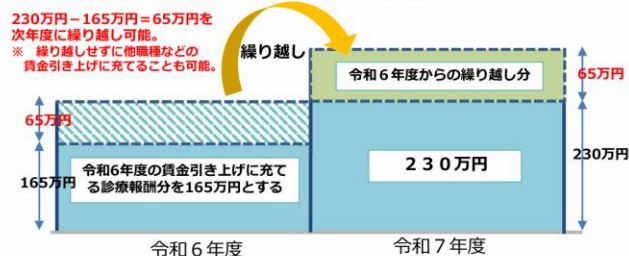
【例：令和5年度の給与総額が1億円であった場合】
（2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み）

1億円×2.3%×2年間＝460万円
（賃金の引き上げに充てる額）

（パターン1）
令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



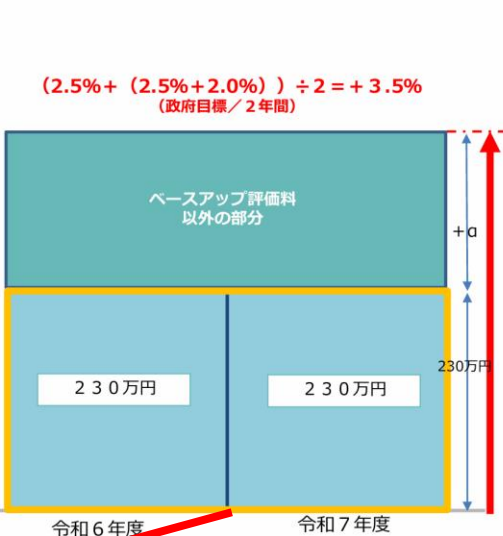
（パターン2）
2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



ベースアップ評価料の算定額の見込みについては、あくまで目安であり、保険医療機関ごとの状況や実際の算定回数に応じて、変動が生じ得ます。

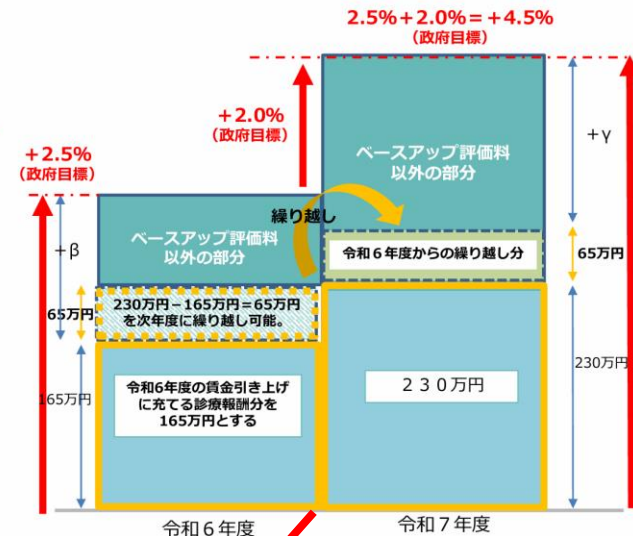
(例) 政府目標を踏まえたモデルケース

【例：年間の給与総額が1億円であった場合】
（パターン1）
令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



ベースアップ評価料による賃上げの対象とならない職種についても、引き上げられた初再診料等や入院基本料等を活用して、同様の考え方で政府目標の達成を目指して頂きますようお願いいたします。

（パターン2）
2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



政府目標を達成するためにはR6年度、R7年度でそれぞれ3.5%引き上げが必要。
このパターンではそのうちベースアップ評価料で得られる原資でR6年度で2.3%、R7年度で2.3%を賄う計算です。

1.75%

1.75%

政府目標を達成するためにはR6年度で2.5%、R7年度で4.5%の引き上げが必要。
このパターンではそのうちベースアップ評価料で得られる原資でR6年度で1.65%、R7年度で2.95%を賄う計算です。

今回のケースでは、パターン1の令和6年度にまとめて引き上げる配分方法をとるため政府目標を達成するためにはベースアップ評価料での上乗せ、それ以外のベースアップ、定期昇給による上乗せ、賃上げ税制の活用によって3.5%の賃上げを行わないといけません。今回のケースでは、その3.5%のうちの1.75%をベースアップ評価料を算定して得られる原資を用いてカバーするという事になります。パターン2を進めるためにはご自身で配分額を計算し令和7年度への繰越金を残しておかなければなりません。

(歯科診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード	00000000
保険医療機関名	戸畑 太郎

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

☒	令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
☐	令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 6 月	～	令和 7 年 3 月	10	ヶ月
------------	---	------------	----	----

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月	～	令和 7 年 3 月	10	ヶ月
------------	---	------------	----	----

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の届出有無

☐ 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等を届け出ない場合は、以下(4)の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」等による算定金額の見込み及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」等の算定により算定される点数の見込みは「(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

III-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	150,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による算定金額の見込み	150,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の算定により算定される点数の見込み	1,500 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による算定金額の見込み	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の区分及び点数	() 届出なし (イ) - 点 (ロ) - 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(初診時等)の算定回数	- 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(再診時等)の算定回数	- 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	150,000 円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

III-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	257,070 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	150,000 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	47,070 円
(11) うち定期昇給相当分	60,000 円
(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】	0 円

※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

上がパターン1の令和6年度にまとめて引き上げる配分方法、下がパターン2の2年間で段階的に引き上げを行う配分方法。

令和7年3月を終期として令和6年4月もしくは5月からベースアップしている場合にはベースアップを開始した月を入力。最長12か月。

令和7年3月を終期としてベースアップ評価料を令和6年6月から算定する場合が最長で10か月。

今回はパターン1のため(5)は0、パターン2の場合に令和7年度への繰越し額を入力します。

今回は賞与に連動しない手当を新設して賃上げするため月額15,000円を
戸畑花子DH 5,000円 北九州妙子DH 5,000円
福岡和子DH 2,000円 九州紀子DA 3,000円
と分配することとします。

政府が設定した定期昇給等を含めないベースアップ2.3%を実現するために医院側がどのくらいの手出しが必要なのかというのがこの金額になります。

(2)の期間にベースアップ評価料による算定見込み金額は150,000円です。(10か月間)
これによる賃金の改善率は1.75%です。
政府目標の2.3%がいくらなのか計算すると…856,833円の2.3%で19,707円
この金額はひと月分なので10か月分だと19,707円×10か月分=197,070円
197,070円-150,000円=47,070円(政府目標を達成するために医院側が手出しする金額)

定期昇給は4名とも行われいますが、時給制の職員は今回給与総額が変わらないとしているので2,000円×3名×10か月=60,000円を入力します。
(8)全体の見込み額は150,000円+47,070円+60,000円=257,070円で最後に入力します。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ「1ヶ月当たり」の額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	3.4 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	856,833 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	882,540 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	25,707 円
(17) うち定期昇給相当分	6,000 円
(18) うちベア等実施分	19,707 円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	2.3 %

Ⅴ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.4 人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	821,333 円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	839,824 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	18,291 円
(24) うち定期昇給相当分	4,000 円
(25) うちベア等実施分	14,291 円
(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	2.3 %

Ⅵ. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちベア等実施分	円
(33) ベア等による賃金増率【（32）÷（28）】	0.0 %

Ⅶ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.0 人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	235,500 円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	242,917 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	7,417 円
(38) うち定期昇給相当分	2,000 円
(39) うちベア等実施分	5,417 円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	2.3 %

Ⅷ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	0 円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちベア等実施分	円
(47) ベア等による賃金増率【（46）÷（42）】	0.0 %

【ベースアップ評価科対象外職種について】

Ⅸ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（51）－（49）】	0 円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（52）－（50）】	0 円
(55) うち定期昇給相当分	円
(56) うちベア等実施分	円

①常勤換算数3.4人を入力します。

②賃金引上げ計画書作成のための計算シートの3の②に入力した金額を入力します。

賃金引上げ計画書作成のための計算シート（※試算しない診療所向け）

1 保険医療機関コード 0000000
保険医療機関名 戸畑 太郎

2 外来・在宅ベースアップ評価科（1）等の届出について
届出を行う月 ☒ 新規 ☐ 区分変更 ☐ 3月 ☐ 6月 ☐ 9月 ☐ 12月
※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価科（1）等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価科（1）等の区分の上部に属する賃（B）
（1）算出の際に用いる「対象職員（1）の給与総額」等の期間
①算出の際に用いる「対象職員（1）の給与総額」の対象期間（上記「2」の入力に連動）
☒ 前年3月～2月 ☐ 前年6月～5月 ☐ 前年9月～8月 ☐ 前年12月～11月

②対象職員の給与総額（対象期間の1ヶ月分） 856,833 円（前年度出時 円）
※ 「対象職員の給与総額」については、賃（B）の「対象職員（1）の給与総額」の金額を計上すること。（ただし、役員報酬については除く。）
また、看護補助者等速改費事務補助金や平評価科による賃金引上げ分については、含めないこと。
※ 新規届出時は前年度出時後の記載は不要。

③定期昇給相当額 2,000円×3名＝6,000円 を入力します。

④ベア等実施分を2.3%して入力します。
（14）の改善前の金額の2.3%なので856,833円の2.3%で19,707円
→2.3%を実現しようすると月々19,707円－15,000円＝4,707円手出しが必要です。

⑤改善前の金額に③、④の金額を合算した金額を最後に入力します。
856,833円＋6,000円＋19,707円＝882,540円

Ⅸ～Ⅺに対象職員を割り振って入力します。
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額は最初に用いた賃金表から計算して入力してください。
その後の計算はⅣの時と同様に行ってください。

給与額	戸畑花子DH	北九州妙子DH	福岡和子DH	九州紀子DA	月の総額
令和5年3月	248,000	248,000	80,000	200,000	776,000
令和5年4月（定期昇給）	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年5月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年6月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年7月（賞与含）	250,000	500,000	80,000	404,000	1,234,000
令和5年8月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年9月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年10月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年11月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和5年12月（賞与含）	250,000	500,000	80,000	404,000	1,234,000
令和6年1月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
令和6年2月	250,000	250,000	80,000	202,000	782,000
月平均の支給額	249,833	291,500	80,000	235,500	856,833
				総額	10,282,000

(57) ベア等による賃金増率【(56) ÷ (50)】	0.0 %
X. 事務職員の基本給等に係る事項	
(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61) - (59)】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【(66) ÷ (60)】	0.0 %

XI. 賃金上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し

☐ その他の方法：具体的に（ ）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

賃金規程を見直して、歯科衛生士・歯科業務補助者を対象とするベースアップ評価料手当を新設し、ベースアップ評価料が算定できる期間に限り毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することとした。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 5 月 30 日 開設者名： 戸畑 太郎

【記載上の注意】

- 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」のことをいう。
また、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」のことをいう。
- 「(1) 賃金上げの実施方法」は、該当する賃金上げの実施方法について選択すること。
なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 「(2) 賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
- 「(3) ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
- 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- 「(13) 対象職員の常勤換算数」(以降の設問の常勤換算数についても同様の定義)は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)

IX、Xに関してはベースアップ評価料以外の初・再診料や歯冠修復等の引き上げを分を使って賃上げする場合に入力します。

賃金引上げに係る担保方法について、該当するものにチェック、記載します。
ベア導入にあたり就業規則等の変更が必要になります。

就業規則や賃金表がなくても「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給する方法が可能。

その他の方法の記載例としては、
・雇用契約書による見直し
・労働条件通知書による見直しなど

記載例

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引き上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引き上げ
- 毎月支払われる手当の増額、新設

日付、開設者名を忘れず入力します。

お疲れさまです。入力はこちらまでです！
あとはこのエクセルファイルをメールで提出しましょう！

提出先

賃金改善計画書の入力が完了したら、このExcelのファイル名に医療機関コード・医療機関名を記載してください。

例) 「0000000●●デンタルクリニック_ベースアップ評価料届出.xlsx」

最後に、このExcelファイルを九州厚生局指導監査課の専用メールアドレスへ提出します。

宛先 : baseup-hyoukaryou40@mhlw.go.jp



長時間お疲れさまでした。

戸畑歯科医師会 医療保険委員会